

熊本県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱

第1 目的

本事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの(以下「福祉系高校」という。)に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う。

第3 貸付対象者、貸付期間及び貸付額

本事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は以下のとおりとする。

1 貸付対象者

(1) 貸付対象者の要件

貸付対象者は、福祉系高校に在学する者とし、次の要件を満たす者とする。

なお、他の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

ア 卒業後に熊本県の区域内において第8の(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 熊本県に住民登録をしている者

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる者

(ア) 学業成績等が優秀と認められる者

(イ) 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定

貸付対象者の選定にあたっては、福祉系高校から推薦を求ること等により公正かつ適切に行う。

2 貸付期間

貸付期間は、原則として福祉系高校に在学する正規の修学期間とする。ただし、病気等の真にやむを得ないと県社協会長(以下「会長」という。)が認める事由により留年した期間中については、これに含める。

3 貸付額

貸付額は、次の(1)から(4)の合算額以内とする。

(1) 修学準備金(※1)

・入学時(1年次)の貸付けに限り 30,000円以内

(2) 介護実習費(※2)

・一年度当たり 30,000円以内

(3) 国家試験受験対策費用(※3)

・一年度当たり 40,000円以内

(4) 就職準備金(※4)

・卒業時の貸付けに限り 200,000円以内

※1 修学準備金について

修学準備金は、介護実習に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものである。

※2 介護実習費について

介護実習費は、介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものである。

※3 国家試験受験対策費用について

国家試験受験対策費用は、福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものである。

※4 就職準備金について

福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものである。

第4 貸付けの申請等

1 貸付けの申請

(1) 本事業による貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を、在籍する福祉系高校の長を経由して会長に提出しなければならない。

- ア 福祉系高校修学資金貸付申請書(高-第1号様式)
 - イ 福祉系高校の長の推薦書(高-第2号様式)
 - ウ 個人情報の取扱いについて(同意書)(高-第3号様式)
 - エ 自己推薦書(高-第24号様式)
 - オ 申請者及び生計を一にする者(世帯員)全員の住民票の写し
 - カ 申請者及び生計を一にする者(世帯員)全員の所得証明書又は確定申告書の写し
 - キ 連帯保証人となる者の所得証明書又は確定申告書の写し
 - ク その他会長が必要と認める書類
- (2) 申請書の提出期限に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 選考結果の通知

会長は、福祉系高校修学資金の貸付けを行うことを決定したときは、貸付決定通知書(高-第5号様式-1)により、貸付けを行わないことを決定したときは、貸付不承認決定通知書(高-第5号様式-2)により、福祉系高校を通して申請者に通知する。併せて福祉系高校の長に貸付決定の可否を貸付可否決定通知書(高-第5号様式-3)により通知する。

3 貸付けの契約

- (1) 貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付決定の通知を受けた日から20日以内に、借用証書(高-第6号様式)を会長に提出しなければならない。
- (2) 特段の事由がなく前項の期間内に借用証書を提出しない者は、福祉系高校修学資金の借受けを辞退したものみなす。

4 貸付金の交付

- (1) 会長は、借用証書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。
- (2) 会長は、修学資金を交付の都度、借受人へ貸付金交付通知書(高-第8号様式)により通知する。
- (3) 福祉系高校は、毎年度期首に借受人の進級や退学の状況等を会長に申告する。

会長は、福祉系高校からの申告により、借受人が進級した事実を確認したのち、介護実習費並びに国家試験受験対策費用の貸付金の交付を行う。

第5 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付けは、会長と借受人との契約により行うものとし、貸付金の交付は、年度ごとの分割の方法によるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第6 連帯保証人

- 1 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人とする。
- 2 連帯保証人は、成年で独立して生計を営む者でなければならない。
- 3 第6の1及び2の規定にかかわらず、会長が適當と認めた法人を連帯保証人とすることができる。

なお、このことについての取扱いは「熊本県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱第10の3で規定する法人の連帯保証人に関する取扱要領」を準用する。

- 4 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。
- 5 申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき、又は、法人が連帯保証人の要件を満たさなくなったときは、新しい連帯保証人を立て、連帯保証人変更申請書(高-第4号様式-1)により会長の承認を受けなければならない。
- 6 会長は連帯保証人の変更の申し出があったときは、当該変更の申請について承認することを決定し、その旨を申請者又は借受人には連帯保証人変更承認通知書(高-第4号様式-2)により、変更後の連帯保証人には連帯保証人変更承認通知書(高-第4号様式-3)により通知し、連帯保証契約書(高-第4号様式-4)を取り交わす。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 会長は、借受人が次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
 - (1) 福祉系高校を退学したとき。
 - (2) 心身の故障等のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になり、卒業が困難と認められるとき。

- (4) 死亡したとき。
 - (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付を行わないものとする。
- 4 借受人は、第7の1の(1)、(2)、(3)、(5)及び2に該当する事由が生じたときには、在学する福祉系高校の長の承認を得た休学・留年・停学・復学・転学・退学・卒業届(高-第16号様式)及び貸付辞退届(高-第17号様式-1)を、直ちに福祉系高校を通じて会長に提出しなければならない。

なお、第7の1の(4)に該当する場合にあっては、連帯保証人は借受人死亡届(高-第23号様式)に当該事実を証明する書類を添えて、福祉系高校を通じて、会長に提出しなければならない。

- 5 会長は、貸付契約の解除を決定した時は、借受人へ契約解除決定通知書(高-第7号様式-1)により、連帯保証人には契約解除決定通知書(高-第7号様式-2)により通知する。

なお、貸付けの休止を決定した時は、借受人へ貸付休止決定通知書(高-第7号様式-3)により、連帯保証人には貸付休止決定通知書(高-第7号様式-4)により通知する。

又、貸付辞退届を受理した時は、借受人へ貸付額変更決定通知書(高-第17号様式-2)により通知する。

第8 収還の債務の当然免除

会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 福祉系高校を卒業した日(※5)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、熊本県の区域内において居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介

護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき(※6)

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、熊本県の区域外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等(※7)における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(例えば育児休業等により第8に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。)により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき

※5 卒業した日について

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。

なお、本運用については、第11における読み替えの適用は除くものとする。

※6 収還免除対象期間の計算等について

返還免除対象期間「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ業務に従事した期間が540日以上とする。

なお、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含める。同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

※7 他種の養成施設等について

「他種の養成施設等」は、第8の(1)に掲げる条件の満了に資するものと会長が認める養成施設に限る。

第9 返還

1 借受人が次の各号のいずれかに該当する場合(他種の養成施設等(※7)における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を一括又は月賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、熊本県の区域内において介護職員等の業務に従事しなかったとき
- (4) 熊本県の区域内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (6) 第16に定める届出義務を怠ったとき

2 返還方法の申請等

(1) 返還の債務を履行しなければならぬ借受人は、当該履行の事由が生じた日(その日において第12の規定による返還の債務の履行猶予の決定を受けている借受人にとっては、当該猶予の事由が消滅した日)から起算して20日以内に返還方法申請書(高-第11号様式)を会長に提出しなければならない。

ただし、返還の期間は、第7の2の規定により貸付が行われなかつた期間を除いた貸付期間の2倍に相当する期間を上限とする。

- (2) 前項の規定により返還方法申請書を提出しなければならない者が期間内にこれを提出しなかつたときは、その期間の末日に、貸付期間の2倍に相当する期間の毎月末日を返還期日とする月賦均等償還の方法を返還の方法とする返還方法申請書(高-第11号様式)を提出したものとみなす。
- (3) 返還方法を変更しようとする者は、返還方法変更申請書(高-第12号様式)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が提出の必要がないと認めた者については、この限りではない。

3 会長は、返還金額の全額入金完了を確認した場合、返還完了通知書(高-第25号様式)により借受人に通知する。

第10 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行つたが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金(以下、「返還充当資金」という。)を貸し付け、第9の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ契約変更することとする。

なお、移行は貸付契約の変更手続きを行うことによるものとし、申請者は、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への契約変更申請書(返-第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 1 返還充当資金就労証明書(返-第2号様式)
- 2 その他会長が必要と認める書類

第11 福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等(以下、「大学等」という)に進学した場合(この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。)、大学等を卒業するまでの間、第8、第9に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第8、第9、第10における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えるものとする。

第12 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、借受人が貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 返還の債務の履行の裁量猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 熊本県の区域内において介護職員等の業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

3 返還猶予の申請等

- (1) 前2項の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(高-第13号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、返還の猶予について承認することを決定したときは、返還猶予決定通知(高-第14号様式-1)により、承認しないことを決定したときは、返還猶予不承認決定通知書(高-第14号様式-2)により通知するものとする。

第13 返還の債務の裁量免除

1 裁量免除の要件

会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除(※8)できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき
 - ・返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることができると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
 - ・返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 熊本県の区域内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき
 - ・返還の債務の額の全部又は一部

2 裁量免除の申請等

- (1) 前項の裁量免除を受けようとする者は、返還免除申請書(高-第9号様式)に裁量免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、裁量免除の申請について承認することを決定したときは返還免除決定通知書(高-第10号様式-1)により、承認しないことを決定したときは返還免除不承認決定通知書(高-第10号様式-2)により通知する。

※8 裁量免除について

- (1) 第13の1及び2の規定による返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人の返還が客観的に見ても困難であるなど、真にやむを得ないと会長が認める場合に限り、個別に適用する。

また、第13の1(3)の返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は借受人の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責めによる事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

(2) 裁量免除の額について

裁量免除の額は、熊本県の区域内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による 貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第14 延滞利子

会長は、借受人が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として取り扱わることができる。

第 15 その他必要となる事項

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、会長が別に定めることとする。

第 16 届出義務

1 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに各号に掲げる様式により会長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名、その他の重要な事項に変更があったとき

・住所・氏名変更届(高-第 15 号様式)

(2) 福祉系高校において借受人の在籍状況(休学・留年・停学・復学・転学・退学及び卒業)に変更があったとき

・休学・留年・停学・復学・転学・退学・卒業届(高-第 16 号様式)

(3) 借受けを辞退するとき

・貸付辞退届(高-第 17 号様式-1)

(4) 借受人が、県内において介護福祉士の業務に従事したとき

・返還猶予申請書(高-第 13 号様式)及び業務従事先届(高-第 18 号様式)

(5) 業務従事先を変更したとき

・業務従事先変更届(高-第 19 号様式)及び業務従事期間証明書(高-第 20 号様式)

(6) 業務従事先を休職又は復職したとき

・返還猶予申請書(高-第 13 号様式)及び休職・復職届(高-第 22 号様式)

(7) 連帯保証人を変更するとき、また失業等により連帯保証人の保証能力が著しく低下したことが認められ、会長が新たな連帯保証人への変更を求めるとき

・連帯保証人変更申請書(高-第 4 号様式-1)

2 借受人は、毎年 4 月 15 日までに現況報告書(高-第 21 号様式)により、当該年度 4 月 1 日現在の就労状況等を会長に届け出なければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、借受人死亡届(高-第 23 号様式)に事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

4 1 又は 2 による届出は、債務が消滅したときは、この限りではない。

附 則

この実施要綱は、令和 3 年 8 月 11 日に制定し、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この実施要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。